

川西市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

『ごみにする？資源にする？それは結局あなた次第』
～今日から1人1日マイナス91g～



かわにし^新時代へ

令和6(2024)年

川西市

一般廃棄物処理基本計画の概要

計画策定の趣旨

川西市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて川西市（以下、「本市」という。）が策定するもので、本市では平成25（2013）年3月に令和4（2022）年度を目標年度とする前計画を策定し、ごみの減量目標等の達成を目指し、市民・事業者などの各主体と協力し様々な取り組みを進めてきました。近年のごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえ、新たな本計画を策定します。

本計画では、一般廃棄物の処理について、長期的かつ総合的な方向性を示すものであり、ごみ減量と循環型社会の形成を目標としています。

本計画の策定にあたっては、第6次川西市総合計画やゼロカーボンシティ宣言などの市における大きな方針にも沿って策定することが求められています。

計画の期間

本計画では、令和6（2024）年度を計画の初年度とし、8年後の令和13（2031）年度を目標年度としています。

また、数値目標については、社会情勢や法制度の改定等の変更があった場合、必要に応じて見直しを実施します。

ごみ処理基本計画

基本理念

ともに取り組み 目指そう 持続可能な循環型社会

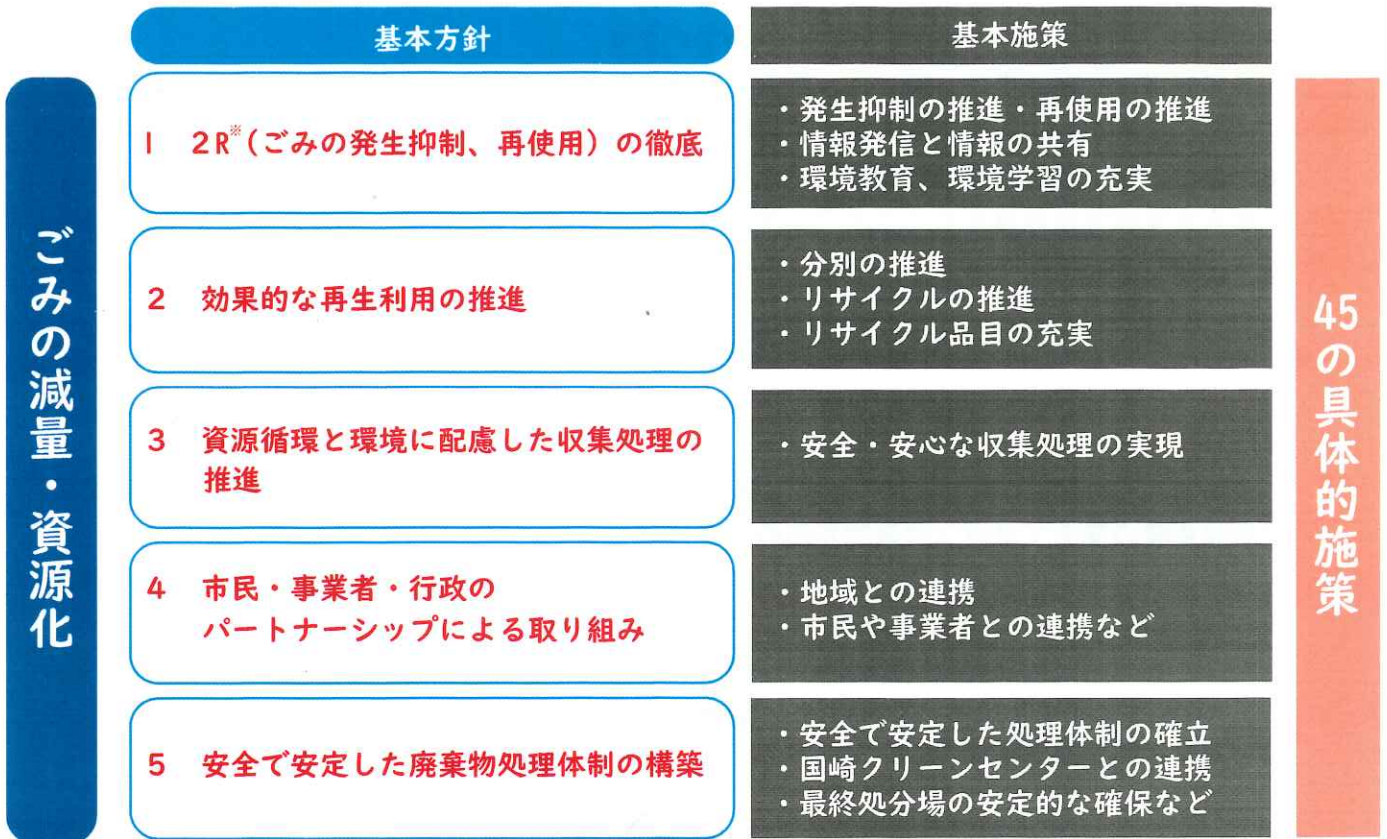
本計画では市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者、行政など、様々な主体が協力し、ともに「ごみを減らす・ごみにしない」ことに取り組むこと、その取り組みの中で、自然や資源を大切にすること意識が育まれ、環境負荷にも配慮した循環型社会の形成とともに本市の豊かな環境を将来へ受け継いでいくことを基本理念に表現しています。

目標値



〈参考〉令和4（2022）年度実績は1人1日当たりごみ排出量は822gで目標を達成しました（前計画の目標値は828g）。また、同年のリサイクル率は26.0%となっています。

施策体系



ごみの減量・資源化

45の具体的施策

※循環型社会形成基本法で規定されているリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rに、リフューズ（断る）とリペア（修理）を加えて5Rといい、循環型社会の形成に必要とされています。その中でも、特に社会経済システムの構築をめざすため、リデュースとリユースの2Rの優先順位を高くして取り組みを進めています。

重点施策

45の具体的施策のうち、ごみの減量と循環型社会の形成に向けて、着実に目標を達成するため、以下の5つを重点施策とします。

1. プラスチック製容器包装の分別の促進【基本方針1・2】（44ページ）

燃やすごみの中には、資源化可能なプラスチック製容器包装が含まれており、分別を徹底する必要があります。

現在、分別回収を行っている、プラスチック製容器包装について、引き続き正しい排出方法を啓発します。プラスチック製品を含むプラスチック資源の回収など、排出方法の変更が生じた場合は、各コミュニティ等への説明会や広報誌等を活用し啓発を進めます。

2. 新規リサイクル品目（製品プラスチック等）分別、リサイクル手法の検討【基本方針2・3】（46ページ）

海洋プラスチック削減のため令和4（2022）年4月1日より「プラスチックにかかる資源循環の促進にかかる法律」が施行され、本市も環境と自然を守る行動をとっていかねばなりません。

プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの処理方法の変更も考慮しながら、新たなリサイクル品目について、リサイクル手法の検討を進めるとともに、猪名川上流広域ごみ処理施設組合や近隣自治体との協議・連携を進めます。再生可能な素材を用いた製品や再生品の積極的な利用を促進します。

3. 近隣自治体との協調と連携【基本方針3・5】(48ページ)

災害時など他市町との連携体制作りを目指す必要があります。また、猪名川上流広域ごみ処理施設組合を通じて1市3町と連携を進めています。

災害等様々な緊急事態の際には、近隣自治体と収集体制等について連携し、対応します。

また、ごみの有料化やプラスチックの収集など各種施策をより効果的に推進するため、近隣自治体と協調、連携しながら施策を推進します。

拡大生産者責任の確立やリサイクル関連法の推進に関する要望は、他の自治体と連携し、国等へ要望していきます。

4. 災害廃棄物の迅速な処理に向けた対策【基本方針4・5】(51ページ)

南海トラフ地震等の大規模災害時には膨大な災害廃棄物の発生が予想され、その対策が必要となります。

令和3(2021)年3月に策定した「川西市災害廃棄物処理計画」に沿って実施計画を策定し、災害発生時の安全で迅速な廃棄物処理の実施に備えます。

災害時の生活系一般廃棄物の収集運搬については民間事業者との「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定」に基づき適切に対処します。

また、兵庫県と各市町及び関係一部事務組合が協力し、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について締結した「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき相互支援に努めます。

5. ごみの有料化の実施【基本方針1・5】(52ページ)

減量目標達成に向けたごみの減量施策の実施、及び環境負荷の低減に着実に取り組む必要があります。

ごみの発生抑制(リデュース)施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋製の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみの有料化の実施に取り組みます。

合わせて有料化に伴い得られる財源の用途として、市民サービス施策を検討します。

生活排水処理基本計画

し尿処理事業の概要及び基本方針

生活排水とは、台所、風呂、トイレなど日常生活からの排水のことをいい、し尿と生活雑排水に分けられます。本市から排出されるし尿は、市内全域が収集対象区域であり、月2回委託により、衛生面や悪臭対策に配慮し、収集を行っています。また、し尿を処理する単独処理浄化槽及び生活雑排水とし尿を処理する合併処理浄化槽の管理者は、浄化槽の維持管理(保守点検)と清掃(汚泥の引き抜き)等を適正に行う必要があります。なお、公共下水道の普及に伴い、し尿収集戸数及び浄化槽の設置基数は年々減少しています。

これらの状況を踏まえ、収集体制の効率化や中継施設の維持管理を図っていくことが必要です。なお、公共下水道供用開始区域において、未接続の家庭・事業所等については、早期に下水道へ接続されるよう所管課とともに働きかけを行っていきます。